

小金井市アスベスト飛散防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市アスベスト飛散防止条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(建築物等)

第3条 条例第2条第2号に規定する工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物
- (2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条に定める工作物
- (3) 鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びにこ線橋、プラットホームの上家その他これに類する施設
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(特定建築物)

第4条 条例第2条第7号に規定する規則で定める建築物は、次の各号のいずれかに掲げる用途に供される建築物で、平成9年3月31日までに竣工されたものとする。

- (1) 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- (2) 店舗又は事務所
- (3) 学校（研修所を含む。）
- (4) ホテル又は旅館
- (5) 病院又は診療所
- (6) 社会福祉施設
- (7) 運動施設
- (8) 公衆浴場
- (9) 工場
- (10) 駅舎
- (11) 自動車又は自転車の駐車のための施設（住宅に附属するものを除く。）

(特定建築物の所有者等が行う調査等)

第5条 条例第8条の規定による調査は、目視、設計図書等による調査又は工事施工業者への照会等によるものとし、これらの方法により当該吹付け材が吹付けアス

ベスト又はアスベストを含有する吹付け材であるかどうか確認できないときは、成分の分析を行うこととする。ただし、当該吹付け材を吹付けアスベスト又はアスベストを含有する吹付け材とみなして条例第9条第1項の規定に基づく措置を講じる場合は、この限りでない。

2 条例第8条に規定する調査の結果の届出は、吹付けアスベスト等調査届（様式第1号）によるものとする。

（特定建築物の所有者等が講ずるべき措置等）

第6条 条例第9条第2項に規定する措置の計画の届出は、吹付けアスベスト等措置計画届（様式第2号）によるものとする。

（事前調査結果の掲示）

第7条 条例第11条に規定する掲示は、建築物等の敷地の道路に接する部分（当該敷地が2以上の道路に接するときは、それぞれの道路に接する部分）に、地面から掲示物の下端までの高さがおおむね1メートルとなるように設置しなければならない。

2 解体工事等の施工者は、風雨等のために容易に破損し、又は倒壊しない方法で前項の掲示を行うとともに、記載事項が当該解体等工事の期間中不鮮明にならないように維持管理しなければならない。

（作業基準）

第8条 条例第13条に規定する規則で定める作業基準は、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省、通商産業省令第1号。以下「省令」という。）別表第7に規定する事項及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第123条第2項に規定する遵守事項とする。

（標識の設置）

第9条 条例第14条に規定する標識（以下「標識」という。）は、省令第16条の4第2号ロに掲げる事項のほか、解体工事等の実施の期間を表示するものとする。

2 第7条の規定は、標識の設置について準用する。

（住民説明会の開催）

第10条 条例第15条第1項の規定により関係住民に説明すべき事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第15条第1項に規定する解体工事等（以下「住民説明対象工事」という。）の対象となる建築物等の規模、構造及び敷地内における位置

(2) 住民説明対象工事の対象となる建築物等の部分における吹付けアスベスト等

の種類及びその使用箇所

- (3) 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み（以下「除去等」という。）の措置及び飛散防止の方法
 - (4) 吹付けアスベスト等の除去等の措置及び飛散防止のための作業の実施期間及び作業時間
 - (5) アスベストの飛散状況の監視方法
 - (6) 吹付けアスベスト等の除去等の措置及び飛散防止のための作業に係る資材の搬入経路、廃材の搬出経路及び工事車両の通行経路
 - (7) 住民説明対象工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - (8) 下請負人が吹付けアスベスト等の除去等の措置及び飛散防止のための作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 条例第15条第1項に規定する関係住民への説明の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 説明会の開催
 - (2) 戸別訪問
 - (3) 工事説明資料の戸別配布
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 3 住民説明対象工事の施工者は、前項第1号に規定する説明会（以下「説明会」という。）を開催しようとするときは、当該説明会の開催日の5日前までに、関係住民に周知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、住民説明対象工事の施工者は、条例第14条第1項ただし書の場合において説明会を開催しようとするときは、当該説明会を開催する前に、関係住民に周知しなければならない。
- 5 条例第15条第1項ただし書に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 作業箇所を局所的に隔離するためにグローブバッグを使用して吹付けアスベスト等の除去等の作業を行う方法
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法
- 6 条例第15条第2項に規定する報告は、住民説明対象工事の開始の日の2日前までに、住民説明会実施報告書（様式第3号）により行うものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、条例第14条第1項ただし書の場合において条例第1

5条第1項の規定により説明を行ったときは、同条第2項に規定する報告は、住民説明会実施報告書により速やかに行うものとする。

(測定等)

第11条 条例第16条第1項に規定する測定等の方法は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）別表第13の1 石綿含有建築物解体等工事に該当するもの（除去、封じ込め又は囲い込みの作業箇所が局所であって、知事が認める石綿の飛散防止方法によるものを除く。）の項監視の方法の欄に規定する方法によるものとする。

2 条例第16条第1項後段に規定する要件は、作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第2条第7号による厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けており、かつ、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）別表第1号の作業場の種類について登録を受けている第一種作業環境測定士の設置状況があることとする。

3 条例第16条第2項に規定する測定等の結果の報告は、アスベスト濃度測定結果報告書（様式第4号）に必要な図書を添えて行うものとする。

(勧告)

第12条 条例第10条及び第17条の規定により行う勧告は、アスベストに係る是正措置勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(立入検査を行う指定職員等の身分証明書)

第13条 条例第18条第1項の規定により立入検査を行う指定職員等が携帯する証明書は、小金井市アスベスト含有材使用建築物等立入検査員証（様式第6号）によるものとする。

(公表)

第14条 条例第19条第1項に規定する公表は、次に掲げる事項について小金井市ホームページ等市民に広く周知する方法により行うものとする。

(1) 特定建築物の所有者等又はアスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等を発注する者の法人等名称、代表者等氏名及び所在地又は住所

(2) 公表の原因となった行為の内容

2 条例第19条第2項に規定する弁明の機会の付与については、小金井市行政手続条例（平成8年条例第12号）及び小金井市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成7年規則第26号）の定めるところによる。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

（表面）

年 月 日
吹付けアスベスト等調査届
(宛先) 小金井市長
住 所
届出者 氏 名
(法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
電話番号
小金井市アスベスト飛散防止条例第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。
記

特 定 建 築 物 の 概 要	名 称			
	所 在 地	小金井市		
	用 途		構 造	
	階 数 ・ 高 さ			
	敷 地 面 積	㎡	延 べ 床 面 積	㎡
	建築確認年月日	年 月 日	竣 工 年 月 日	年 月 日
	所 有 者 等	住 所 氏 名 電話番号 ()		
	施 工 者	所 在 地 名 称 電話番号 ()		

(裏面)

調 査 結 果 の 概 要	調 査 会 社	所 在 地 名 称 電話番号 ()	
	調 査 年 月 日	年 月 日	
	調 査 結 果 (多数の者の使用又は利用に供する部分に露出している吹付け材に限る。)	アスベスト含有材の有無	有 ・ 無
		アスベスト含有材の種類 (該当するものに○を付ける。)	・ 吹付けアスベスト ・ アスベストを含有する吹付け材
		使 用 面 積 の 合 計	m ²
		使 用 部 位	添付資料 ()
	参 考 (上記以外でアスベスト含有材が使用されている場合)	アスベスト含有材の種類 (該当するものに○を付ける。)	・ 吹付けアスベスト ・ アスベストを含有する吹付け材 ・ アスベストを含有する保温材 ・ アスベスト含有成形板
		使 用 面 積 の 合 計	m ²
		使 用 部 位	添付資料 ()

年 月 日

吹付けアスベスト等措置計画届

(宛先) 小金井市長

住 所

届出者 氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地)

電話番号

小金井市アスベスト飛散防止条例第9条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

特定建築物の名称				
所 在 地	小金井市			
所 有 者 等	住 所			
	氏 名	電 話	()	
措 置 の 計 画				
No.	吹付けアスベ ト等の使用部位	吹付けアスベ スト等の種類	措置の実施予定期間	方 法
1			年 月 日) 年 月 日	除去・封じ込め・囲い込み
2			年 月 日) 年 月 日	除去・封じ込め・囲い込み
3			年 月 日) 年 月 日	除去・封じ込め・囲い込み
4			年 月 日) 年 月 日	除去・封じ込め・囲い込み
5			年 月 日) 年 月 日	除去・封じ込め・囲い込み

年 月 日

住民説明会実施報告書

(宛先) 小金井市長

住 所

氏 名

(法人にあつては、その名称、代表者の氏名)
及び主たる事務所の所在地

電話番号

小金井市アスベスト飛散防止条例第15条第1項の規定により解体工事等について説明した内容について、同条第2項の規定により下記のとおり報告します。この報告書及び添付資料に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

工 事 の 名 称		
工 事 の 場 所		
工 事 の 実 施 届	根拠法令等 () 届出年月日	年 月 日
	()	年 月 日
所 有 者 等	住 所	
	氏 名	電話番号 ()
工 事 の 種 類	解体工事 ・ 改修工事 ・ 埋設物除去工事	
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
建 築 物 等 の 概 要	敷地面積 m ²	延べ床面積 m ²
	構造・階数	主たる用途
説 明 会 の 概 要	開 催 年 月 日 等	年 月 日 時 ～
	開 催 場 所	
	出 席 者	住民 人 ・ 施工者 人 (関係住民 世帯のうち説明済 世帯)
	添 付 資 料	・ 議事録 ・ 出席者名簿 ・ その他 ()
	説 明 責 任 者 氏 名	

年 月 日

アスベスト濃度測定結果報告書

（宛先）小金井市長

住 所

氏 名

（ 法人にあつては、その名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地 ）

電話番号

小金井市アスベスト飛散防止条例第16条第2項の規定によりアスベストの濃度の測定結果について、下記のとおり報告します。

記

工 事 の 名 称		
工 事 の 場 所		
工 事 の 種 類	解体工事 ・ 改修工事 ・ 埋設物除去工事	
工事（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
建 築 物 の 概 要	敷地面積	m ²
	延べ床面積	m ²
アスベスト濃度 測定機関	名 称	
	所 在 地	
	登 録 番 号	
	登録者の氏名 及び登録番号	
測 定 結 果	別紙のとおり	

アスベストに係る是正措置勧告書

小 発第 号
年 月 日

様

小金井市長

公印

小金井市アスベスト飛散防止条例第 1 0 条及び第 1 7 条の規定により、下記のとおり是正措置を採るよう勧告します。

記

勧告の理由

是正すべき措置

様式第6号（第13条関係）

（表面）

← 12センチメートル →

第	号
小金井市アスベスト含有材使用建築物等立入検査員証	
職名及び氏名	
年 月 日生	
上記の者は、小金井市アスベスト飛散防止条例第18条第1項の規定に基づく 立入検査の権限を有する者であることを証明する。	
交付年月日	年 月 日
有効期限	年 月 日
小金井市長	
公印	

↑ 8センチメートル ↓

(裏面)

小金井市アスベスト飛散防止条例 (抜粋)

(立入検査等)

第18条 市長は、この条例の施行に際し必要な限度において、特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者等もしくは受注者（他の者から請け負った解体工事等の受注者を除く。以下同じ。）に対し、必要な報告もしくは資料の提出を求め、又は当該職員もしくは市長が指定した者（以下「指定職員等」という。）に必要な場所に立ち入り、検査し、もしくは関係人に対する指導を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う指定職員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に対し、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第19条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(1) 第10条又は第17条の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わないとき。

(2) 特定建築物の所有者等、アスベスト含有材を使用する建築物等の解体工事等の施工者又は発注者等もしくは受注者が、前条第1項の規定による報告もしくは資料の提出をせず、もしくは虚偽の報告もしくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、規則で定めるところにより、当該公表の対象となるべき者に弁明の機会を付与しなければならない。

3 市長は、第8条又は第16条第2項の規定により報告を受けた内容を公表することができるものとする。